

時事会計 No.26

中小会社会計と会計参与制度 - 中小会社と税理士の意識改革 -

キーワード：中小企業会計、新会社法、会計参与、中小企業向け融資、税理士連合会、斟酌規定、利害調整、国際会計基準、非公開会社

主要記事：「日経新聞」05年4月6日、5月9日 関連記事・雑誌：「日経新聞」05年7月8日、「日経金融新聞」7月28日、『商事法務』2005年1月5・15日合併号、『税研』2004年7月号、『JICPA ジャーナル』9月号。

統一指針の策定

中小企業を対象にした新たな会計指針の策定作業が行われていたが、2005年6月13日、4団体（日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会）による「中小企業の会計に関する指針」（公開草案、以下「指針」）が公表された。

対象は中小企業基本法で定める資本金3億円までの非上場企業で、全国で120万社ほどにのぼるといふ（「日経新聞」05年4月6日）。「指針」では、法定監査（証券取引法監査および商法特例法監査）以外の株式会社となる。

4団体がこうした統一指針に至るには、それなりの経緯がある。「本指針作成の経緯」にも書かれているように、もともと中小企業庁、日本税理士連合会、日本公認会計士協会から、それぞれの報告書が公表されていた。今回の統一指針は、そうした3つの報告書の統合作業であり、それは後述する新会社法での「会計参与」制度の創設とも密接にかかわる。

「指針」の意味合い

日本税理士連合会は、中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」（平成14年6月）を受け、平成14年12月に「中小会社会計基準」を公表していた。そこでは「指針」ではなく、「会計基準」とされていた点が重要だ。

つまり、そこでは国際会計基準に限りなく近づく法定監査会社向けの会計基準（端的に言えば証取法会計の会計基準）とは区別される、中小会社向けの会計基準を別途想定していたかにみえる。いわば会計基準の棲み分け（ダブルスタンダード）の容認が示唆されていたのである。

だが、今回の「指針」はそうしたダブルスタンダードではなく、あくまで会計基準は1つであり、中小企業の会計はそのいわば簡便化という位置づけになっている。ここでは、法定監査向けの会計基準とは別個の中小会社向けの会計基準を設定する考え方（ダブルスタンダード論）もあった点を指摘しておこう。

ともかくも、はじめから中小会社向けの会計基準を公開大会社の簡便版にするか、それとも何らかの区分の考え方がありながらも結果的に簡便版になることとは、その考え方は

異なる。こうした議論は、おそらく会計だけの議論ではだめで、会計基準の設定のあり方はその基礎にある「会社」のあり方の議論が必要だ。この点は、より基本にかかわる点なので後述する。

会計参与とは

「指針」を読み解く3つのキーがある。1つは作成者側である経営者サイド（経営管理のため）、2つは利用者側とくに金融機関サイド（融資のため）、そして3つ目が会計参与である。前者の2つは後述するが、会計参与とのかかわりは特に制度として重要である。

会計参与とは（取締役などと同じ）会社のなかの機関であり、株主総会で選任される（公認会計士か税理士）。この新たな機関の導入それ自体はいろいろ議論のあったところだが（後述する）ここで重要なのは取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとしている点だ。この計算書類の正確性を担保する制度が会計参与の一番のねらいといえる。計算書類の正確な開示でもって債権者を保護する考え方は、公開会社のそれと一貫している。そして、この計算書類作成のための拠り所（基準）が、ほかならぬ今回の「指針」というわけである。
（以上、2005年6月）

さらなる理解

なぜ会計参与がでてきたか：職域垣根論争の終焉？

そもそも昭和56年改正のとき、中小会社向けの監査のような制度（「調査」制度）を導入する案があった。つまり、伏線はあったわけだ。ただ、外からの調査制度ではなく、今回の制度は会社のなかの機関となった点で、その責任（社外取締役と同様の対会社・対第三者責任を負う）とともに、その制度上の意味は大きい。

ここで触れておきたいのは、公認会計士と税理士の職域をめぐる“垣根論争”だ。従来から、税理士業界から公認会計士の独占業務である監査への参入問題があった。税理士側からすれば、監査業務の独占に対する“異議申し立て”（やっかみ）ともいえ、先の調査制度の案もそのなかから出てきたものといえる。ただ、外部監査だと、公認会計士の独占業務を脅かすことになり、会計士側からの反発がある。この点が、おそらく調査制度が実現しなかった一番の理由だろう。

だが、今回の参与制度は会社のなかの機関である。その点で、公認会計士側も、新会社法の基本的な考え方（特に正確な決算書の作成と開示）にも呼応して、調査制度のときとは違った対応になったことが推察される。

参与制度は普及するか：金融機関の要請と税理士の意識改革

ところで、会計参与を置くか否かは会社の選択に委ねられている。法定監査対象の大会社では、会計参与を置くことはまず考えられない。そこで、この制度が普及するかどうかの1つの鍵は債権者側、とりわけ金融機関の要請だといわれている。参与制と中小企業会

計の普及も、利用者側次第というわけだ。例えば、税理士連合会は中小会社会計基準の採用を条件に、中小企業向け融資の仲介を銀行と提携している（「日経新聞」2005年7月8日）。

もう1つの鍵は、作成者側の意識改革だ。特に、会計参与は実質的に税理士が担当することになるので、税理士の意識改革が重要だ。これまで、税理士の仕事といえば節税の専門家というのが世間の見方だろう。その“節税”のために、正しくない（歪んだ）会計処理に手をかすことも多い。会計参与には税のプロにとどまらず、会計のプロとしての意識改革が必要だ。

税理士の6割が前向き：責任範囲の不透明性

ちなみに、ここに会計参与就任に関する日本税理士連合会の調査結果がある（「日経金融新聞」05年7月28日）。それによれば6割が前向きとのことだ。これをどうみるか。税理士業界にとって長年の職域論争に決着できるチャンス（法的安定性の獲得）とみれば、少し低い数字ともとれる。重要な点は、責任範囲の明確化だろう。かねてから責任負担が大きいという懸念が出ていた。リスクに見合った報酬が望めないという理由もあるそうだが、責任範囲が不透明という問題がある割りには、そんなに低い数字でもない。

中小企業会計と「公正なる会計慣行」：その法規範性は

商法上の計算書類の作成は、「公正なる会計慣行を斟酌すべし」（第32条第2項：いわゆる斟酌規定）の規定を受ける。また、新会社法では「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（431条）となっている。特に、後者では「従う」となっている。公開大会社での「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、いわゆる証券取引法会計の会計基準が想定できるが、問題は非公開中小会社の会計、とりわけ今回の「指針」の位置づけ（法規範性）だ。

「指針」検討委員会座長の安藤教授（一橋大）によれば、「指針」は商法と新会社法の両方での「慣行」のなかに入るという見解を示している（『JICPA ジャーナル』9月号）。ただ「会計慣行」という以上は、慣行として醸成していく努力が必要で、その点でも先の会計参与の普及で触れた、作成者側と利用者側、とくに作成者側の意識改革が重要といえる。

税法基準の扱い：逆基準性は通用しない

ここで、1つ重要な点を挙げれば、税法基準の位置づけだ。その点を指摘するには、まず「指針」の基本方針を理解しておく必要がある。すなわち、会社の規模に関係なく、「取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」（「本指針の作成に当たったの方針」より）という点だ。

これは、公開・非公開、大会社・中小会社の区別のない大原則ともいえる。ある意味で当然至極であるが、きわめて重要だ。なぜなら、中小会社向けの会計処理の簡便化、およ

び税法基準に依る会計処理は、その原則との関係で「一定の場合に」認められるという位置づけになるからだ。逆に言えば、(本来適切な会計基準の)中小企業向けの「限定的な適用」ということである。要は、正しい会計基準は2つない(シングルスタンダード論)というスタンスということである。

そこで、税法基準の会計処理が認められる「一定の場合」が問題になる。「指針」は総論の「法人税法で定める処理を会計処理して適用できる場合」(パラ7)で、2つのケースを示している。1つは会計基準がなく、法人税法の処理に依った結果が経済実態を適正に表しているとき、もう1つは会計基準はあるものの、法人税法の処理に依った場合と重要な相違がないとき、である。特に、後者はいわゆる税法基準の「逆基準性」へのアンチテーゼとなるだろう。

利害調整と経営への役立ち：市場ベースの国際会計基準との相違

公開大会社の会計が国際資本市場をベースにした投資家のための会計(投資判断会計)をますます強めている今日、会計のいわば原点とも利害調整機能との乖離が進んでいる。海外で資金調達しない中小会社にとって、国際会計基準だけが会計基準というのでは実態に即した会計とはいえないだろう。

その点で、指針は中小会社の会計には「配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる」(パラ6)としているのは重要な点だ。また、「経営者自らが会社の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義」(パラ6)も指摘している。この利害調整と経営への役立ちの重視は、市場原理に基づく国際会計基準のあり方を相対視する点でも、1つの会計のあり方として重要といえる。

ちなみに、さきの安藤教授は「最近の会計基準に欠けているものが、中小企業の会計には健全です」(傍点は引用者)と述べている。投資判断に役立つ会計だけが会計ではないという点で、また会計の「原点」を視るという点で、中小会社の会計がもっと注目されていだろう。

簿記会計の原点：証拠性 vs. 情報性 では、会計の「原点」とは何だろう。それは端的には、資本市場が存在しない時代に会計は存在しなかったか、これを問えばよい。むろん、そんなことはない。りっぱに存在していた。「文明は商業の親であり、会計は商業の子であるから、会計は文明の孫」(アーサー・ウルフ) これは有名な言葉だが簿記会計の史的本質を表現している。つまり、商業や経済の歴史とともに簿記会計はその姿、形を変えてきたわけだ。

簿記会計の原点は、まずもって「記録」にある。そこには管理と証拠という役立ちがある。複式簿記の生成もその点に深くかかわって登場してきた。今日の投資家の投資判断に役立つ情報開示は、その点で証拠性よりも情報性を志向している。その行き着く先には、複式簿記の不要不在の情報開示会計だ。

いつも大学の講義で強調するのだが、ここで「2つのR」について述べておこう。1つはレコーディング(Recording) もう1つはレポーティング(Reporting)である。この点で、今日の企業会計の特徴は、後者のRすなわちレポーティング中心の会計、「記録なければ計算なし」の会計に対し「記録なくして情報あり」の会計といえる。

「会社=ヒト」の会計 ライブドア・ショックを機に「会社とは何か」、「会社は誰のためか」といった議論が盛り上がっている。確かに、ライブドアとニッポン放送との攻防戦はさまざまな顔をした「会社」を見せてくれた。ある時は会社は株主のため、またある時は会社は経営者や従業員のため、といった具合だ。

岩井教授(東大)は『会社はだれのためか』という本のなかで、会社の2階建て構造(モノであるのにヒトでもあるという両義的性質)について述べている。すなわち、株主がモノとしての会社を所有している面(会社=モノ:二階部分)と、その会社がヒト(法人)として資産を所有している面(会社=ヒト:一階部分)である。この二重の所有関係は、実は「会計とは何か」、「会計とは誰のものか」にかかわる。会社(企業)会計は、会社の本質規定を受けるはずだからである。

端的に言えば、資本市場をベースにした投資家本位の企業会計のあり方は、セカンドフロアである「会計=モノ」の会計といえる。株主主権をベースにした今日の企業会計のあり方は、例えば本シリーズの時事会計No.8などで取り上げた。ちなみに、そこでは米国会計不正の根っこに何があるか、株主価値至上主義の落とし穴、といった点にも触れた。

これに対し、経営者や従業員などヒトの面にかかわる会計がある。先のセカンドフロアの会計に対し、ファーストフロアである「会社=ヒト」の会計だ。先の会計の「原点」は、実はここの会計といえる。

一階部分が欠落しては二階が存在しないように、ここの会計がもっと議論されていい。学界も一階ぬきの二階だけに偏らない姿勢が必要だ。その点でも、本トピックの意味は大きい。

シンク・スモール・ファースト：新会社法の制度設計

ここで、もう1つより基本に立ち返った議論をしてみよう。今回の中小企業の会計のあり方(設定方式)は、端的に図式化すれば「公開大会社向けの(証取法会計をベースにした)会計基準 その限定化(簡便化) - 中小企業向けの会計」となる。要するに、公開大会社向けの会計基準を前提にした考え方(その限定バージョンとしての中小会社会計)といえる。

ところが、新会社法での考え方の基本はむしろ非公開会社の方にあり、公開大会社はその特則として規定される位置づけになっている。これは、従来の会社法の規定のあり方と逆転している。つまり、新会社法では中小の閉鎖会社がベースになっているのである。法制審議会会社法部会長の江頭教授(東大)は、この点を、端的に「シンク・スモール・フ

ファースト」(イギリス会社法改正のスローガン)と言っている(注1)。

新会社法のスローガンが「シンク・スモール・ファースト」であるなら、会計はさしずめ「シンク・ビッグ・ファースト」となる。この正反対の制度設計のあり方をどう考えればよいか。先に「会計の原点」ということを述べたが、新会社法のように「シンク・スモール・ファーストの会計」のあり方も考えられる。また、「会社=ヒト」の会計という観点からすれば、「会計=モノ」の会計とはおのずと違う会計のあり方があってもいいだろう。

少なくとも、そうした基本に立ち返った議論でもって、現にある制度の基本的な考え方を相対的に捉える視点が重要だ。

キャッシュフロー計算書は不要?

最後に、中小企業にとってキャッシュフロー計算書は不要か、という点に触れておこう。「指針」の各論をみると、そこでは貸借対照表と損益計算書の項目のみで、キャッシュフロー計算書は出てきていない。先に中小企業向け融資に触れたが、それとの関係でもキャッシュフロー計算書は重要だ。

たんに資金繰り(財務の流動性)だけでなく、キャッシュフロー計算書は利益との比較で有益だ。携帯電話で有名なノキアのTシャツには、「利益は意見、キャッシュは現実」というキャッチフレーズが書かれている。キャッシュフローは会計ルールいかに左右されないのが強みだ。キャッシュフローを経営と融資の判断にすべきだろう。この点は、時事会計No.17「キャッシュフロー革命と企業会計」で取り上げているので参照されたい。

(2005年8月)

注

1)中央経済社編『新「会社法」詳解』(中央経済社、2005年7月)3ページ参照。要するに、「従来は、上場会社のような会社を原則とした上で、そこに株式譲渡制限をした会社のような非公開の会社に関する特則を付け加える条文のスタイルでした。今回は、それが逆転しており、ベースは非公開会社、よりはっきり言えば従来の有限会社です」。しかし、こうした考え方に批判的な見解がある。たとえば、早稲田大学の酒巻教授(102ページ)、上村教授(210-11ページ)の見解を参照されよ。端的には、「結局今回の改正を含む一連の改正により、閉鎖会社と公開会社の本質的理解は放棄され、一切がのっぺりとしたベンチャー企業法制とされてしまったように思われる。...本質に反する公開会社概念(譲渡制限会社以外の株式会社-引用者)を基本に据えるという矛盾の体系を構築してしまった」(上村、傍点は引用者)。